

# 新修東大寺文書聖教の「見取り図」試論

遠藤  
基郎

はじめに

新修東大寺文書聖教は膨大な量に及ぶ。この間、継続的に整理に携わっている実感としては、まさに大海に漂つてゐる感がある。果たして自分が向き合っている史料が全体の中でどのような位置にあるか不明であり、寄る辺ない心地である。このことは今後の利用者もおそらく同じであろう。

本冊を含め三回にわたる報告書掲載の「新修東大寺文書聖教目録〔稿〕」に目を通すと気づくように、各函相互の関係や、函内部にどのような文書がどのよ  
うな秩序で格納されているかは実に様々である。全く無秩序であるようにも見  
える。

その理由の背景には、今回の整理では作業が始まる二〇〇一年以前の現状を維持する方針を取つたことがある。よつて原因は二〇〇一年の現状にある。綾村宏によれば、新修文書聖教は近代になつて数度分類・整理が着手されたとのことである。つまりそれは原秩序ではなく、後世の人間の手がその都度の目的で入つたものであつた。ある作業が中断されたものに、あらたな整理作業が追加されることすらありえたろう。「攪乱による無秩序」が想定される。実際これから見るように実に混沌としている。

ただ一言で「混沌」といっても問題は解決しない。そこで本報告では無秩序・混沌となつてゐるのは具体的にどのような点か、ということを明確にすることとで、少しでもこの膨大な史料群の「見取り図」作成の手がかりとしたい。  
すでに吉川聰は以下の重要な指摘をしている。<sup>(1)</sup> すなわち、新修文書において

一 今回の整理の方針

最初に、今回の整理の方針を改めて確認する。

図書館の収蔵庫四層の整理棚に収められた未整理史料の函のうち、函内が全て明治以降のものを函単位で除外し、近世以前の文書・聖教のある函に対象を絞り込んだ。函の順は現状の図書館文書棚の配列順とした。それらの函をそのまま整理函として利用している。整理用に新たに用意した函は用いてはいない。函間での史料の移動はない。つまり二〇〇〇年時点の容器の函とその中身の史料はそのままとする。また函内の史料は、袋や紙縫りでくくられた一括となつている場合が多く、その一括関係は維持する。その内訳の一点毎に文書番号を付ける。こうして函内史料秩序は、「函」「括」「一点史料」を原則とする。中位階層の「括」がない場合には、「函」「一点史料」となる。

また報告書中には記載がないが、実際の整理現場では、括の内部はおおむね編年順に並べ直すこととなつた。年号比定ができない無年号文書は後ろに配列した。ただしこれは作業の経過の中で形成されたルールであり、当初は、現状

は年預所(年預五師)と西国沙汰所関係のものが主要な位置を占める。またいくつかの文書は文書袋に收められ、收められた個別文書と袋が一致するもの多く、それらは近世時点での整理を維持している可能性がある。しかし經典・聖教類では整理原則が見えず、いわば攪乱された断片の寄せ集めの感がある、と。以下で述べるように、この指摘の内、文書袋の原状再現性についてはなお慎重に判断すべきと考えるが、しかし、こうした試み自体は、今後の新修文書聖

以下本報告では、この間調査に携わった経験と、既刊一冊に掲載された目録から読み取れる新修文書聖教の特徴を、極々限定的な視点で「試掘」してみたい。

表 1

函	括数	内容区分	摘要（函蓋書など）
1	78	文書	
2	30	文書・聖教	東南院
3	12	文書・聖教	
4	1	文書・聖教	戒壇院経蔵、經典入れ、宝曆8年
5	30	文書・聖教	(八幡宮へ奉納?)
8	1	聖教	
9	1	聖教	
12	1	聖教	四聖坊普性
13	1	聖教	薬師院十二内七
14	1	聖教	
16	1	聖教	
17	9	文書	官家方証文箱、東大寺沙汰所、年預五師賢性新調
18	11	文書	
22	1	文書	年預五師御条目類、年預五師新造
25	1	文書・聖教	東大寺年中行事箱、年預中
26	11	文書	清涼院経蔵
27	1	聖教	
28	12	文書	禁裏御所臨時御祈
30	1	聖教	大仏殿供養法勤番着到帳箱
31	1	文書	二月堂修中記録、大宿所
32	7	文書・聖教	
33	1	文書	(身) 清涼院経蔵、(蓋) 薬師院十二内九
34	9	文書	
36	1	聖教	
39	1	文書	
40	1	聖教	八幡宮安居屋
41	17	文書	
42	1	聖教	
45	1	聖教	
46	1	聖教	
47	1	文書	薬師院十二内十
48	1		
49	1	文書	薬師院十二内八
51	1	文書・聖教	二月堂差帳并自連入
52	26	文書	
53	10	文書・聖教	
54	1	文書	四聖坊経蔵
55	30	聖教	祠堂帳、大仏勸化所
57	1	聖教	
59	20	聖教	
61	1	聖教	戒壇院
62	1	聖教	末寺川上村五劫院方記録箱、別当地藏院
63	1	聖教	清涼院経蔵
64	1	聖教	
65	1	聖教	清涼院経蔵
67	1	聖教	
68	8	文書	
69	1	文書	
70	7	文書	
71	1	聖教	
72	1	聖教	
73	1	聖教	
74	1	聖教	
76	11	文書	清涼院記録箱、薬師院十二内四
77	1	聖教	

の順で番号を付けた函もあるなど、必ずしも貫徹している訳ではない。この時系列の再配列は、「原状破壊」の恐れもある。やや弁解がましいが、後に述べるように、二〇〇〇年の状況はすでに近代以降の整理の手が入っている可能性が高いため、括内の内容把握の利便性を優先した選択でもあつた。

## 二 文書函と聖教函の混在——問題点(その1)

「新修東大寺文書聖教」はその名称の通り、世俗的な経営史料である「文書」と、教学・仏事法会などに関わる宗教史料である「聖教」が併存するのが特徴である。横内裕人の紹介<sup>③</sup>によれば、これまでの東大寺図書館所蔵史料は、最上位分類で「文書」部と「聖教」部を明確に区別して整理・架蔵しており、同一分類中で両者が混じることは原則ない。その意味で新修文書聖教は特異である。これまで未整理であったことが影響している。

ただそれでも同一函中での両者の混在を避けた整理の形跡が窺える。大部分は文書函と聖教函に区別はされている(表1)。おそらくこれは過去の整理の結果だろう。函内混在しているものは、整理未了の可能性が高い。このように一応は、文書函・聖教函は区別されているが、全体の配列としては、双方の函はアソトランダムに配置されている。もっともこれは函の中身よりも、収蔵庫内での効率的な格納を優先したためと推測されるので、過去の整理だけが原因とは言えない。

## 三 函内の史料格納状況の違い——問題点(その2)

たとえば東寺百合文書は、近世の整理のために統一的に規格化された函が用意された。しかし新修文書聖教はそうではない。格納する函蓋書と中身は原則的にあっていない。たとえば第二八函蓋書は「東大寺年中行事箱、年預中」で、

後述する年預五師引き継ぎ資料の「年中行事記」が収められていたはずである。

内容物は年預五師関係のものであるが種々の文書である。さらに第三四函は「二月堂修中記録」とあるが、二月堂関係はなく内容は年預五師宛のものである。

中身つまり当初の伝来関係とは無関係である。過去の整理において、その場のあり合わせで、別用途で伝來した函を、暫定的に再利用したのであった。当然ながら収められた史料の点数・分量も函毎に区々となっている。再利用された函は長い東大寺の藏書形成の各時点に別々の用途で製作されたもので、綾村が示した表によれば、そのサイズの大小＝容量の差があるからである。

こうなると、ひとつ函の中にある一群が、何らかの理由があつてグループ分けされたかも怪しく、たとえば函の容量都合で、なれば單なる偶然に集められた恐れすらある。

次に函内の状況を具体的に検討する。筆者の準備と能力の都合で、文書函の内三件に限定する。既に刊行された報告書掲載の目録によれば、この三函は、それぞれ異なるあり方を示している。

### (1) 第五函 同函は三〇括、全一七二八点である。うち文書袋一括は二四括(第

一～二四括)あり、全体の三分の一である(巻頭図1・表2)。いずれも年預五師がその任期中に受けとり、あるいは控えた文書を収めるためのものであつた。

年預五師は東大寺運営の要である。平安時代以来寺僧の中から毎年一月に一年交替で選出された。東大寺の最高運営責任者は、朝廷から補任される寺内寺外の高僧東大寺別当であったが、戦国期以降、不在のことも多く、江戸時代にあつては年預五師が運営の最高責任者と言える。したがつて、年預五師関係の文書は、寺院運営の中枢に関わる経営基幹文書である。吉川聰は、新修文書には年預五師関係の文書が多数あることを指摘している(報告書2)。第五函はその指摘にあてはまる函である。

大きく三つのタイプがある。

### ①袋と文書一致

一六括分は、袋と中身の文書が一致する。すなわち当初の状態が維持されているかに見える。いうまでもないが、袋上書に特定年号の年預五師袋であることが示され、文書もまたその特定年号と、正文は宛所、控は差出がその年預五師であること、かつそうした条件を満たさない他の文書でも内容的に矛盾しないと考えられること、などが確実なものである。

ただし文書袋とそこに収められている文書の量とのバランスを欠く場合があつて、注意を要する。表で、「多」「少」などと示したもののがそれで、「多」は文書袋に対して文書量が多く、場合によっては底部分が破れ、簡状になつているところにビツチリと文書が詰まっているものもある。「少」はその逆であつて、文書袋にかなりの余裕がある。前者は、後世にそこに文書が追加された可能性が極めて高い。後者は、その逆に抜き取られたと考えられる。

抜き取られたものの行方のひとつは、後述の③や第一七函のように後世の整理によって新たに編成されたグループであろう。

### ②袋と文書は部分的に一致

四括で確認される。たとえば第八括享保一七年(一七三二)文書袋はほぼその当時のものがあるが、わずか二点ではあるが時代が下る安政二年(一八五五)の文書が一緒に収められる。また第一七括は全一六五点と多めである。宝暦七年(一七八七)の袋の内、半分は同時期のものだが、残りは天保四年(一八三三)・安政四年ほかの後世の年紀のものが多数あるからで、後世便宜的にまとめたことは明白である。

### ③袋と文書が完全に一致しないもの

三括ある。第五括享保一三年文書袋に元文五(一七四〇)・六、延享二年(一七八五)などが収められ、第一括は享保一三年の文書を、別の元文二年文書袋に入れている。いわば本来、享保一三年袋があるのにわざわざ抜き出して別の袋

表2

函.括	点数	袋括	内容と袋	年記	西暦	内容量など	括袋上書
5.01	55	○	○	享保3	1716	多(底抜け)	従享保三年二月廿五日、至同四年亥二月、諸書物、年預五師擬講光賢
5.02	17	○	○	享和8	1722	少	享保八年二月、年預方、年預性海
5.03	58	○	○	享保11	1726		自享保十一乙巳年二月至同十二丙午年二月、年預方諸書物、年預五師懷賢
5.04	28	○	○	享保11	1726	少	年預方雜事書物入、享保十一丙午年分、年預淨俊
5.05	32	○	×	享保13	1740		自享保十三年二月ヨリ同十四年二月迄、年預方、年預淨俊
5.06	52	○	○	享保14	1728	少	享保十四より十五迄、年預方、年預尊光院
5.07	53	○	○	享保16	1730		享保十六辛戌二月ヨリ亥二月迄、年預方諸書物、年預五師法印光賢
5.08	36	○	△	享保17	1725	少	享保十七壬子年、年預方、尊光院懷賢
5.09	106	○	○	享保18	1731		享保十八丑年二月より十九寅三月迄、年預方諸書物、年預五師光賢
5.10	9	○	○	元文2	1737	過少	自元文二巳年二廿五日月、到同三年二月廿五日、年預方諸書物入、年預五師十玄院淨俊
5.11	27	○	×	元文2	1728	過少	從元文五申年二月、至同六酉年二月、年預方諸書物、年預光賢
5.12	26	○	△	寛保2	1724	過少	寛保二戊年ヨリ同三亥年二月マテ、年預諸書物、法印光賢
5.13	13	○	△	寛保4	1743	過少	寛保四甲子年二月ヨリ延享二乙丑年二月マテ、年預方諸書物、年預五師法印光賢
5.14	68	○	○	延享3	1746	過少	延享三年丙寅年二月ヨリ同四丁卯年二月マテ、年預書物、年預五師法印光賢
5.15	115	○	○	寛延2	1749		寛延二年ヨリ三迄、年預方、懷賢
5.16	78	○	×	寛延3	1742	過多(底抜け)	寛延三年、年預方、光賢
5.17	190	○	△	宝曆7	1757	多(底抜け)	(包紙上書)「宝曆七、年預方、年預成果
5.18	130	○	○	宝曆9	1759	多(底抜け)	宝曆九卯年二月ヨリ同十年二月迄、年預方書物共、年預五師成果
5.19	40	○	○	宝曆11	1760		宝曆十一年、年預方、年預成果
5.20	92	○	○	宝曆10	1760		宝曆十一辛巳歲二月廿五日、年預方諸書物、口口公祥
5.21	105	○	△	寛政2	1789		寛政二ヨリ三迄、年預方、成諒
5.22	174	○	○	天保12	1841	多	天保十二丑二月廿五日ヨリ同十三寅二月廿五日迄、年預中用書類入、北林院成堅
5.23	14	○	○	安政5	1858		安政五年、年預要書、年預擬得業永澄
5.24	114	○	△	安永5?	1776	過少	年預書
5.25	36						
5.26	21						
5.27	17						
5.28	16						
5.29	2						
5.30	4						

に収めた形となつてゐる。

#### ④文書袋一括でない第二四括以降

第二四括は複数あつて、数量の多いもののひとつは寛保二(一七四二)~宝曆一三年の納所割当書上(二七点)。納所とは寺僧に割り当てられた經營実務役割である。いまひとつは六五点におよぶ入れ札であり、これは第一四括にあるものである。

第二五括は法会道場他の指図で、本来なら聖教類の函にあるのが自然と思われるものである。第二六括は函にあるのが自然と思われるものである。第二六括は安政三年の東大寺年預五師宛の幕府よりの触書。第二七括は延享元年年預五師宛の櫻本村事案願書。第二八から三〇括はあわせて文書二二点に過ぎず、中身は混在である。また第二八括に第二四括にある納所割当書上が、また第二九括に第二六括安政六年幕府触書と一緒にものがあるなど、当惑すら覚える状況である。

以上の第五函の三〇括分の状況をまとめると、以下のように言えるだろう。

半分は江戸時代の整理の状況が現在まで保存されている。ただし完全に原状維持のよう見える①の場合も、その袋容量の充足度合いや②③の状況から判断して、抜き取り処理があつた可能性は高く、完全な原状維持の割合は極々限られる可能性がある。

袋のないものでおよそ原状維持のニュアンスを見いださるに、残りについては、③のようく袋一括でも外側の括の袋と内側の文書の状況が一致しないものや、

すことは困難である。同種のものが括間で分離されたものでは、文書袋から文書を取り出し、一旦整理を施したが、整理作業が中断したままの状態である、と判断するのが適切である。また第二四括の納所割当書上のように一定の方針で同一分類の文書を集める意図がうかがえるものもある。そのような後世の整理作業がある程度完了したと考えられるのが次の第一七括である。

## (2) 第一七括

同函は一〇括、全七一五点。括単位を覆う文書袋は一切ない。

そのかわり、括の内容を指示する短冊が付く。これは、大仏殿拝観入場券綴りの裏面を再利用しているから、おそらくは戦前頃のものと思われる。第二括「水門村東大寺郷ノ内」、第四括「野田村」、第六括「添上郡」「添下郡」「般若寺村」「膳夫村」「八ヶ名」、第八括「奈良町」、第一〇括「不明(寺領関係)」などと記され、括内文書の内容と対応する。短冊のない括も第一括寺辺雜司村、第三括油寺辺倉村、第七括真言院・戒壇院などのまとまりがある。

近代になって、複数の文書のまとまりから、上記の内容に則して集められたものと判断せざるを得ない。

同種の他函としては、第一函がある。第一函は大量の請定・自連が、法会單位にまとめられ、一部は長期にわたるものがある。極めて整然と整理されているのである。文書函の蓋上書には、第六函勸学講帳箱・二九函(俱舎)三十講方・三三函大仏殿供養法勤番着到帳箱・八七函法華会口箱など(一部表<sup>1</sup>未掲載あり)あり、もともとこうした函の中で一定の方針のもと保管・伝來したものもある。しかし新修文書中の法会出仕関係文書を集成した富田正弘の研究<sup>[4]</sup>によれば、同一法会内でも時期的な残り方のムラも見える。また法会ごとの点数差が大きい。近代にはいつから集約されたものものと考える。

第六九函も同種と見てよい。こちらは括単位がなく、文書は六三点とわずかであり、他函の括程度のグループである。宝永から天保までの年紀のものが分散するが、そのほとんどが実質的に年預五師宛の請書で、明らかに請書という

文書様式で集めたと推察できる。

## (3) 第四函

この函は六七三点と文書点数が膨大だが、文書袋・紙縫りでの一括のないことが特徴である。そして様々な内容区分・時期・形状のものが集まっている。極めて多岐にわたる内容区分の一部を紹介すると以下のようなになる。

文学(一号古今詩集)、聖教(三〇~三三号因明大疏鈔)、儒学(三八号孟子・朱熹集註序説)、医学書(九号医源自在篇)、聖教(三〇~三三号因明大疏鈔)、文書・記録(四九号寂潤比丘直問之時再答書付・一二二六号留守所下文〔安永元年(一七七二)一二月八日〕・三一六~三二九号戒壇院等什物紛失一件文書〔享和元年(一八〇一)〕)、図像(三六三~三九六号仏具・法会道場図等)

時期は年未詳のものが多数である。建武二年(一三三四)の起請文(一九〇号)他中世文書もごく数点あるが、判明するのは原則的には江戸中期から明治初期にかけてのものである。

形状は、冊子・堅紙・続紙もあるが、全体としては切紙・小切紙のものが多い。堅紙も断簡が目立つ。

新修文書聖教内の他函では、第五一函(括分けなし、一七六点)が、同様の状況である。また第四九函(括分けなし、三七二点)も類似であるが、これは薬師院伝来の一組と見られる。

想起されるのは、同じく東大寺図書館所蔵史料の中にある、古代中世文書を集めた東大寺未成巻文書での、1~24「雜庄」、1~25・3~12「雜」、10架「未整理」という区分である。これは文字通り統一性のない「断片化」した文書が寄せ集められている。第四函はそれと似た印象をうける。もちろん東大寺文書未成巻文書は、文書に絞り込んでおり内容区分は単純である(聖教などは含まない)。それに比較すれば、文芸・学問・聖教も混在している第四函の方が、混在・混雜という点ではより徹底している。今回の対象整理群が「新修東大寺文書聖教」と称されたことを端的に物語る函と言える。

推測するに、過去の整理で本来の文書グループが解体された結果、発生した断片が第四函に集められたという事態なのであろう。すでに第五・一七函で見

たように比較的まとまりがよいと思われる函の場合も、文書袋の入れ替えや、後世集められた文書群と思われるものがある。その際不幸にしてこぼれ落ちた「断片」文書のかたまりとして、第四函内の文書・聖教は見なすべきだろう。

**小括** 以上から言えることは、函・括のグループは近代の整理により形成されたものが相当にあるということである。明確な内容分類方針により、研究利

用上の利便性を高めたものがある一方、整理途上の残余のグループもある。また原秩序からの抜き取り・分離がなされており、一見すると当初の文書袋内の状態が維持されているようにも見えるものでも、抜き取られた後の状況であることがある。

聖教類の函が近代整理の状態であることは、前述の通り、すでに吉川が指摘している。文書類の函の場合も、多少は原状維持の色彩があるので、聖教と変わらないと認識するのがよいように思われる。

総じて、「函・括のグループ 자체に近世的な意味がある筈」と検証のないまま、研究利用することには慎重でなければならない、「取り扱い注意」の史料群などである。

#### 四 年預五師関係文書の時期的偏差

「見取り図」のための提言といふには、ここまで指摘したことはネガティブに過ぎるかもしれない。以下では、対象を年預五師関係文書に絞り込んでひとつのケーススタディを試みる。年預五師が近世東大寺経営の核であること、また新修文書中においてその関係文書群が数量的に多いことなどは、すでに言及した。それだけに年預五師関係文書は、それ自体として「見取り図」を試みる価値があり、そこで見いだされた像は、それ以外の文書を考える参考となるはずで

ある。

今回は極々基礎的な事柄である江戸時代を通しての残存点数の問題を考える。

文書そのもの、また本報告でここまで注目した文書袋、そして新修文書ではなく図書館記録部にある年預五師の「年中行事記」も対象に取り上げる。「年中行事記」は、一年間（年度切り目は二月）の単位で、当該年の年預五師が任期中のできごとをまとめ直したもので、清書されており公的な記録と位置づけられる。形態は袋綴冊子である。

以前、既刊報告書において、「記録部」と新修文書聖教は、本来一体のものであり、そこから冊子体のものを抜き出し集めたのが「記録部」ではあると指摘した<sup>(5)</sup>。その根拠は、享保七年の年預五師作成の記録「年中行事記」と、新修文書中の文書の内容的な一体性であった。

これ以外にも、天保四年年中行事記（一四一—一二五）他の各本によると、交替時の引き継ぎ書面＝勘渡状には、「記録筆箋」「官家櫃」「新造屋宝藏（八幡宮宝藏とも）鍵」、その他引き継ぎ文書を記したであろう「勘渡目録」が見える<sup>(6)</sup>。ここでは記録と文書が同じ引き継ぎ書類と扱われた。

ただ反証となる事柄もある。

文書袋の上書などに年中行事記同封の旨の記述はない。また坂東俊彦の紹介した嘉永四年新造屋道藏具目録<sup>(7)</sup>の内容によれば（表3）、およそ一七世紀終わり頃からの年中行事記は、幕末には東大寺本坊の文書収蔵庫である新造屋宝藏に揃つて収納されているが、文書の方はその形跡が見えない。

以上を勘案すれば、新修文書の年預五師関係文書と年中行事記が一体的に伝來したという以前の指摘は再点検が必要である。現時点では、むしろ両者の伝来は分離状態にあつた、すなわちそれぞれ別個に伝來したと理解すべきと考えている。こうした点も考慮しつつ、文書・文書袋・年中行事記の残存状況を検討する。

表4

函	点数
1	1
2	18
3	1
4	13
5	507
17	319
18	24
22	74
26	64
28	187
32	6
33	1
34	48
39	5
41	2
51	5
53	2
59	56
69	11
76	6

表3

函	和暦	西暦	数量
櫟本村四ヶ村水帳			1答
西國方書記			1答
梅尾山方諸記			5袋
(梅尾山方) 本末一件			
明和二年預方用書	明和2	1765	1袋
明和三(年預方用書)	明和3	1766	1袋
明和四年預方用書	明和4	1767	1袋
元文五九折山放火政道記	元文4	1740	1袋
年預方日記	寛永	1624	1冊
	寛文	1661	2冊
	貞享	1684	3冊
	元禄	1688	16冊
	宝永	1704	6冊
	正徳	1711	5冊
	享保	1716	21冊
	元寛	1736	6冊
	延宝	1741	2冊
	延暦	1744	4冊
	明和	1748	2冊
	安政	1751	9冊
	寛政	1764	6冊
	天明	1772	2冊
	寛政	1781	12冊
	和文化	1789	2冊
	文化政	1801	4冊
		1804	1冊
		1818	1冊
総寺記録			

(1)文書 最初に「文書」である。ここでの「文書」は、いわゆる一次史料であり、年預五師と他の人間・組織でやり取りされるものを中心対象としている。その見極めは検討を要する。たとえば前述の第五函の年預五師関係文書であるならば、文書袋単位で一括してカウントするのもひとつ的方法であろう。しかし、すでに指摘したように、文書袋が後世流用された場合も多分に想定できるから、この選択基準は採用できない。ここでは文書一点レベルでの絞り込みを行うことにした。

すなわち文書伝来の一般原則に基づき、正文(正本)は宛所、控についてはそのままの差出に年預五師が当たるものと、さしあたり年預五師保管文書と判断した。具体的には「年預五師」「年預所」「年預」がキーワードである。もちろん「年預」だ

けの場合、他の「学侶年預」などもあるから、そうした可能性のあるものは除いている。なお安政三年より從来の年預所にかわり衆議所が現れる(第六八函一七号三)が今回はカウントしていない。

また今回の年号情報は、原本に年号のあるものはもちろん、目録で比定したものもものを含めた上で、括内の同一案件文書などから今回追加で比定できたものもあわせて数えた。

函毎の点数は表4の通りである。この表4は年号のあるものだけで大部分の年未詳は除外しているから、不安は残るもの、極端に少ない第一・二・三・三三・五二・五三・七三函などを除けば、これらが年預五師関係保管文書が集中する函である。

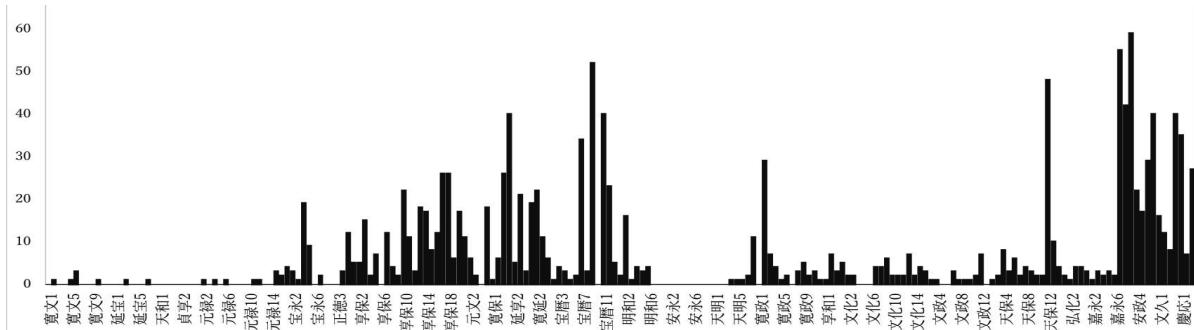
文書の年号毎の状況をまとめたものが表5である。この表は、以下で述べる文書袋・年中行事記もあわせて載せている。紙幅の関係で江戸時代の全ての年ではなく、この三種類のいずれもない年は除いた。

初見は寛永十三年(一六三六)だが、その後も貞享年間(一六八六年頃)までは散発的にしかない。元禄(一六九五年頃)・宝永(一七〇七年頃)に継続的に出現するようになり、享保から明和までが第一の高まりである。グラフによれば、宝永四年(一七〇七)、享保十七年(一七三三)、延享元年(一七四四)、宝暦九年(一七五九)をそれぞれピークとする四つの小グループが確認できる。明和七年(一七七〇)から天明三年(一七八三)は存在しない。天明四年に再び確認されるが、享保から明和までの時期と比べると圧倒的に少ない。この状態は幕末嘉永年間まで続く。例外は寛政二年(一七八九)、天保十二年(一八四二)のみである。そして、随所に確認できない年も混じる。安政元年(一八五四)以降は突如として大量の確認数が示され、幕末まで継続する。そうじて江戸中期と幕府最末期のふたつの山のあることがわかる。

一般には時代が下るにつれ、右肩上がりで増加するだろうが、そうなつてい

表5

西暦	和暦	年預文書	年預袋	年中行事記	西暦	和暦	年預文書	年預袋	年中行事記	西暦	和暦	年預文書	年預袋	年中行事記
1604	慶長9	1	0	0	1732	享保17	26	1	1	1803	享和3	3	0	0
1636	寛永13	1	0	0	1733	享保18	26	1	1	1804	文化1	5	0	1
1647	正保4	1	0	0	1734	享保19	6	0	1	1805	文化2	2	0	0
1649	慶安2	1	0	0	1735	享保20	17	2	1	1806	文化3	2	0	0
1662	寛文2	1	0	0	1736	元文1	11	0	1	1810	文化7	4	0	0
1665	寛文5	1	0	0	1737	元文2	6	1	1	1811	文化8	4	0	0
1666	寛文6	3	0	0	1738	元文3	2	0	1	1812	文化9	6	0	1
1667	寛文7	0	0	1	1739	元文4	0	0	1	1813	文化10	2	0	0
1670	寛文10	1	0	0	1740	元文5	18	0	1	1814	文化11	2	0	0
1671	寛文11	0	0	1	1741	寛保1	1	0	1	1815	文化12	2	0	0
1673	延宝1	0	1	0	1742	寛保2	6	1	1	1816	文化13	7	0	0
1675	延宝3	1	0	0	1743	寛保3	26	1	1	1817	文化14	2	1	0
1679	延宝7	1	0	0	1744	延享1	40	2	1	1818	文政1	4	0	1
1680	延宝8	0	0	1	1745	延享2	5	2	1	1819	文政2	3	0	1
1684	貞享1	0	0	1	1746	延享3	21	7	1	1820	文政3	1	0	0
1685	貞享2	0	0	1	1747	延享4	3	0	1	1821	文政4	1	0	0
1686	貞享3	0	0	1	1748	寛延1	19	0	1	1822	文政5	0	0	1
1687	貞享4	0	0	1	1749	寛延2	22	1	1	1824	文政7	3	0	0
1688	元禄1	0	0	1	1750	寛延3	11	1	1	1825	文政8	1	0	0
1689	元禄2	1	0	1	1751	宝暦1	6	0	1	1826	文政9	1	0	0
1690	元禄3	0	0	1	1752	宝暦2	1	0	1	1827	文政10	1	0	0
1691	元禄4	1	0	1	1753	宝暦3	4	0	1	1828	文政11	2	0	0
1692	元禄5	0	0	1	1754	宝暦4	3	0	1	1829	文政12	7	0	0
1693	元禄6	1	0	1	1755	宝暦5	1	0	1	1830	天保1	0	0	1
1694	元禄7	0	0	1	1756	宝暦6	2	0	0	1831	天保2	1	0	1
1695	元禄8	0	0	1	1757	宝暦7	34	1	1	1832	天保3	2	0	1
1696	元禄9	0	0	1	1758	宝暦8	3	0	1	1833	天保4	8	0	1
1697	元禄10	0	0	1	1759	宝暦9	52	1	1	1834	天保5	3	0	1
1698	元禄11	1	1	1	1760	宝暦10	0	0	1	1835	天保6	6	0	1
1699	元禄12	1	0	1	1761	宝暦11	40	1	1	1836	天保7	2	0	1
1700	元禄13	0	0	1	1762	宝暦12	23	1	0	1837	天保8	4	0	1
1701	元禄14	0	0	1	1763	宝暦13	5	1	1	1838	天保9	3	0	0
1702	元禄15	3	0	1	1764	明和1	2	0	0	1839	天保10	2	0	1
1703	元禄16	2	1	1	1765	明和2	16	2	1	1840	天保11	2	0	1
1704	宝永1	4	0	1	1766	明和3	1	0	1	1841	天保12	48	1	1
1705	宝永2	3	0	1	1767	明和4	4	0	1	1842	天保13	10	0	1
1706	宝永3	1	0	1	1768	明和5	3	1	1	1843	天保14	4	0	1
1707	宝永4	19	0	1	1769	明和6	4	0	1	1844	弘化1	2	0	1
1708	宝永5	9	0	1	1770	明和7	0	0	1	1845	弘化2	1	0	1
1709	宝永6	0	0	1	1772	安永1	0	1	1	1846	弘化3	4	0	1
1710	宝永7	2	0	1	1774	安永3	0	0	1	1847	弘化4	4	0	1
1711	正徳1	0	0	1	1776	安永5	0	1	0	1848	嘉永1	3	0	1
1712	正徳2	0	0	1	1780	安永9	0	0	1	1849	嘉永2	1	0	1
1713	正徳3	0	0	1	1784	天明4	1	0	1	1850	嘉永3	3	0	1
1714	正徳4	3	0	0	1785	天明5	1	0	1	1851	嘉永4	2	0	1
1715	正徳5	12	0	1	1786	天明6	1	0	1	1852	嘉永5	3	0	0
1716	享保1	5	0	1	1787	天明7	2	0	1	1853	嘉永6	2	0	1
1717	享保2	5	1	1	1788	天明8	11	0	1	1854	安政1	55	2	1
1718	享保3	15	1	1	1789	寛政1	0	0	1	1855	安政2	42	1	1
1719	享保4	2	0	1	1790	寛政2	29	1	1	1856	安政3	59	1	1
1720	享保5	7	2	1	1791	寛政3	7	1	1	1857	安政4	22	0	1
1721	享保6	0	0	1	1792	寛政4	4	0	1	1858	安政5	17	1	0
1722	享保7	12	0	1	1793	寛政5	1	0	1	1859	安政6	29	0	1
1723	享保8	4	1	1	1794	寛政6	2	0	1	1860	万延1	40	0	1
1724	享保9	2	0	1	1795	寛政7	0	1	1	1861	文久1	16	0	0
1725	享保10	22	0	1	1796	寛政8	3	1	1	1862	文久2	12	0	1
1726	享保11	11	3	1	1797	寛政9	5	0	1	1863	文久3	8	0	1
1727	享保12	3	0	1	1798	寛政10	2	0	1	1864	元治1	40	0	0
1728	享保13	18	1	1	1799	寛政11	3	0	1	1865	慶応1	35	1	1
1729	享保14	17	1	1	1800	寛政12	1	0	1	1866	慶応2	7	0	1
1730	享保15	8	1	1	1801	享和1	1	0	0	1867	慶応3	27	2	0
1731	享保16	12	0	1	1802	享和2	7	0	0					



ないのである。突然に増加し、しばらく右肩上がりでいくが、突然低下しその状態が長期間続き、再び突然増加する、という流れであり、グラフで示すと歪ながらM字型となる。

(2) 文書袋 すでに前述の通り、ほとんどは、年預五師の任期内の多様な文書を一括で収めるものだが、一部、単年度内、あるいは複数年度ある。そのための補助線の可能性がある文書袋と年中行事記ではどうなるかを順次見ていく。

に渡る特定案件の一括文書袋も存在している。そのため希に単年度に複数存在する場合もある。

次にその残存状況を表5から見る。延宝元年（一六七三）が初見であるが以降は散発的で、継続して残るのは、まず享保二年（一七一七）から安政元年（一七七六）まで。その後嘉永六年（一八五三）までは、希に残存するものの、ほとんどないと言つてよい。安政元年（一八四二）から慶応三年（一八六七）までは、それと比較すると多いと言えるだろう。

初期の散發期間から、享保から明和ころまでの継続残存期、その後の不在期を経て、安政から幕末の再出現となる訳で、大きく文書の場合と共通した傾向を示している。文書数の突出し

た年は、ほぼ必ず文書袋がある。ある意味当然と言うべきか。一括で袋に入つていたために文書数が多くなるとも言える。

ただし文書との違いもある。文書は確認される年でも袋がない場合が多い」とある。典型は袋の初見で、延宝元年（一六七三）でかなり遅いことである。第二は天明四年から明治までは袋がなく文書はあるという状態が一部例外を挿みつつも、常態化していることである。当たり前の推測であるが、文書袋は廃されやすかつたのだろう。

(3) 年中行事記　年中行事記は前述の通り、年預五師が任期毎に作成する公式記録である。「」での「年中行事」は毎年恒例儀式ではなく、「一年間のできごと」を指している。東大寺図書館では記録部一四一架と一四二架にあって、ほとんどは一四一架で、一四二架にあるものは、原則的に年預五師の私的日記であるため、一部以外は対象とならない。また年中行事記の見出しを集めた「年中行事記見出」も一四一・一四二架にある。そこでは、現存しない年中行事記も確認され

分布は以下のようになる。

年中行事記は寛文七年（一六六七）が初見である。継続的に残存するのは、貞享年間からで、安永三年（一七七四）までは毎年揃つてゐる。その後一時的に不在になる。天明四年（一七八四）からは寛政年間までは再び揃うが、文化・文政年間は途中見える部分もあるが再度、不在となる。天保から幕末慶応までは揃つてゐる。

文書との異同については、年中行事記の初見は文書より遅れる。その後は確認の有無だけで言えば、ほぼ重なる。途中、安永後半・天明前半の不在の時期でも両者はほぼ同期する。

異なるのは文化・文政期で、年中行事記はないが文書はある。また有無でなく、文書の多寡に注目すると両者の相関関係を見いだすことができない。

年預五師にとって前述の通り、年中行事記こそが正式の資料である。しかし事後改めて書きまとめる年中行事記は、それだけに年預五師個人への依存度が高く、年預五師次第でその存否が左右されうる。一方、年預五師宛文書の発給者は年預五師以外であり、日常業務の中で不可避に発生するから、いわば自然発生的に生じている。したがって、年預五師の自覚性に依存する年中行事記がなくとも、文書は一定程度存在するのはごくごく当然なことではある。

### 小括

文書・文書袋・年中行事記で共通するのは、その不在時期である。西暦でいえば一六〇〇～七〇年代、そして一七七〇年代ころと、一八〇〇年代後半となる。もっとも頗著なのは、年預五師関係文書・記録史料は、江戸時代当初はほぼない、ということである。

それ以外の時期については、文書の量はかなりの偏差があつて、一七七〇年代から一八四〇年代あたりの伸び悩みの期間をはさみ前後が多い歪なM字型をとっていることが最大の注目点であろう。M字中央の少量の時期は、年中行事記が少ない時期とも重なる。

この点などにやや拘って、以下では憶測には過ぎるもの、現段階で思いつく、年預五師関係の文書・記録管理の変遷についての仮説を提示しておく。

まず江戸時代の前期については、十分な文書・記録管理体制がなかつたと考えられる。ある意味、戦国時代以来の混乱と停滞が継続していたように思われる。ただし文書自体は、東大寺の活動がある以上不可避に発生するから、年預五師の塔頭に保管されたものが偶然に残つたのであろう。

しかし、寛文六年（一六六六）からの二月堂復興、元禄・宝永年間の大仏殿復興などを契機として動きの中で、経営体制安定のために、経営資料となる文書・記録管理が強化されたのではないか。まず記録が先行して一六八〇年代から強化され、その影響でやや遅れるが、一七〇〇年代から文書でも同様の方が採られた。文書袋に収められた各任期中の文書は引き継ぎ資料として丁寧に扱わ

れるようになった。この時期の年預五師は、懷賢・淨俊・光賢など担当メンバーの固定が見られ、彼ら間で認識共有が定着したことが鍵だったのかもしれない。一定期間経過し引き継ぎ資料としての必要性がなくなつたものは、新造屋宝蔵以外の寺内の然るべき場所に、集中的に保管され、そして幸いにもその後、焼失や廃棄を免れ、明治に以降に東大寺本坊に集められた。これがひとつのが仮説である。

第二は、その後、文書の残存数が伸び悩むことについてである。

年中行事記も同様に残存率が低下することを踏まえると、記録資料管理体制の一般の変化を想定したい。一七〇〇年代前半とその次の世代から新しい世代への交替である。先行する世代によつて、寺内運営のノウハウが安定化したことでの記録資料への依存が低下し、それにより年中行事記作成が疎かになつたのではないか。ただ年中行事記は中断しても、江戸初期と同じく文書は偶然性によりながら伝来することとなつた。

第三は、幕末に急減に文書残存数が増加することについての仮説である。

先行して一八三〇年代から記録が残るようになるのは、記録管理体制のなんらかの立て直しを想定したい。そしてそれからしばらくたつて文書の管理が強化されるというのは、過去の繰り返しであるようにも見える。

一八五〇年代、安政からの急激な増加は、幕末の困難な時期であるから、文書数が増加したためと見るべきかもしれないが、それよりもむしろ明治という新しい時代を迎えたことが大きく関係するのではないか。つまり通常であれば、廃棄されたであろう機会 자체が消滅し、そのまま江戸時代の「遺産」として残ることが可能となつたという訳である。

この点、若干参考になるのは年中行事記である。嘉永四年新造屋蔵道具目録の年中行事記には、それ以前の天保年間のものがない（表3）。それらは年預五師の引き継ぎ物である「記録算笥」にあつたからと見てよい。そして嘉永以降の

年中行事記も幕末一杯は「記録筆箇」にあつたであろう。それらが新造屋藏の年中行事記群と一緒になつたのは明治になつた後だつたはずである。現業文書として引き継がれた文書もこの時、年中行事記と同じように一群の史料の中に吸収されたと考えるべきと思うのだが、いかがだろうか。

### むすびにかえて

新修文書は、江戸時代全体を通して均一に残つてゐるわけではなく、かなり歪な残り方をしている。もつともこれは古代中世文書でも同じではあつて、久野修義は、院政期・鎌倉後期・室町中期の三つの山を指摘している。<sup>(9)</sup> これは同時代の管理体制と、伝来過程での消滅の有無という後世の偶然の掛け合せの所産と理解できるのであつて、江戸時代についても一般化される。

新修文書が均質に残存しない以上、これを素材に、江戸時代の東大寺を研究する際には、この残存の偏差は注意し、これを踏まえた補正が必要となる。

### 「見取り図」作成のための他の課題

本報告では新修文書のうち、年預五師文書について、時代的な偏差を考察した。これ以外に、新修文書で文書袋が確認されるグループがある。西国沙汰所・出世後見・修理方役人・薬師院などである。こうした文書袋は、江戸時代における文書管理の実態を示すものとして貴重な材料となる。また袋のないものでも、戒壇院・新禪院関係文書は群としてのまとまりがある。そこには律宗の「十三箇寺」関係文書も含まれる。

文書本来の「出處」に着目した検討は、新修文書が史料群としてどのような特徴をあるかを解明する上で有効であろう。

### 近代の整理の問題点を克服するために

近代の整理は、新修文書聖教の継承

- ・活用の大切なプロセスのひとつであつて、決して否定されるべきはない。ただ結果として、研究利用の観点から大きな問題をもたらしてしまつた。それは第四函の検討で確認された個々の文書の「断片化」である。

たとえば第四函四九号寂潤比丘直問之時再答書付については、第二函二〇括、同じ四函の一・一四号、五三函一・三・六括、七六函一一括などに一連のものがあり、延享二・三年の戒壇院内の紛争関係文書の分散は明らかである。

こうした「断片」を活かすためには、本来結びついていたであろう他の断片やあるいは文書群を探索するという困難がある。たとえば正倉院文書研究のようなものである。そこでは天保年間に再編された正倉院文書をそれ以前の状況に復元し、奈良時代写経所の実態を解明した。近世東大寺の実態を十全に明らかにするためには、同種の作業が必要と言うことになる。

もつとも他所の史料群に類例を求める必要はない。そもそも東大寺成巻文書・未成巻文書に代表される古代中世東大寺文書自体、本来の文書グループが解体され、断片化した関連文書が膨大な史料群中に分散しているからである。古代中世東大寺文書では、早く一九八〇年代に田中稔・永村眞によつて始められたそのデータベースが、関連史料の「発掘」と原状復元の利便性を飛躍的に高めた。このことを思うと、もしそれ以上の量を誇る新修文書聖教でも、データベースやオープンデータでの共有が実現した場合には、その効果は計り知れないようと思われる。

### 註

- (1) 吉川聰「新修東大寺文書聖教第四七・七七函の調査と概要」(『東大寺図書館所蔵』新修東大寺文書聖教調査報告書 第四六函・第七七函)「南都における廢仏毀釈の資料動態に関する調査研究」研究成果報告書第二冊、二〇一四年)。以下吉川の見解は本論考である。
- (2) 綾村宏「東大寺図書館所蔵聖教文書の概要と収蔵庫四号室所在分の調査」(『東大寺図書館所蔵聖教文書の調査』研究成果報告書)二〇〇五年)。以下綾村の指摘などは本論考である。
- (3) 横内裕人「東大寺図書館と収蔵史料」(『古文書研究』五九、二〇〇四年)。
- (4) 富田正弘「近世東大寺法会に関する試論」(『東大寺図書館所蔵 新修東大寺文書 聖教調査報告書』第四六函・第七七函)「南都における廢仏毀釈の資料動態に関する調査研究」研究成果報告書第二冊、二〇一四年)。

- (5) 遠藤基郎「新修東大寺文書聖教とその他の史料群との関係」(『東大寺所蔵聖教文書の調査 研究成果報告書』一〇〇五年)。
- (6) 年預五師の引き継ぎ目録は辰(享保二十一年二月二十五日(第二八函一括一號)、元文二年二月二十五日(同上四四号)などにもあるが、内容は未確認である。
- (7) 坂東俊彦「近世における東大寺寺内組織と『東大寺要録』(柴原永遠男他編『東大寺の新研究 2』法藏館、二〇一七年)。
- (8) 衆議所と年預五師・年預所という名称は、文書の上では、安政三年から明治四年幕末まで併存しているが、明治にはいると衆議所の方が優位となる。
- (9) 久野修義編『京都大学文学部 博物館の古文書 第6輯 東大寺文書』(思文閣出版、一九九〇年)。
- (東京大学情報学環・史料編纂所教授)